

館林市立第一中学校 いじめ防止基本方針

令和 3 年 4 月 生徒指導部

I いじめ防止基本方針について

いじめは、生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のいじめは、インターネットやSNSを介したやりとりから起こるものがあり、一層注意が必要である。したがって、すべての生徒が安心して学校生活を送れるように、生徒、教職員、家庭、地域住民が連携して、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにし、いじめの防止等のための対策を行う。

II いじめ防止対策の基本理念

1 いじめに対する基本認識

いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであるという認識をもち、絶対に許されないものであるということを生徒、教職員が共通理解する。

- (1) いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- (2) いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携に努める。
- (5) 日頃から、生徒、保護者、地域に学校いじめ防止基本方針の内容の周知を図る。

2 いじめ防止のための組織

(1) 開 催

週 1 回の部会（月 2 教育相談・月 3 生徒指導）を設定し、いじめ事案の早期発見・対応ができるようにする。

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談主任、各学年生徒指導・教育相談担当、養護教諭、心の教育相談員、スクールカウンセラー 等

(3) 活 動

- ① いじめの早期発見に関すること（学校生活の様子、アンケート調査の内容等）
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

(4) いじめに対する措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実について確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められ

るときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

④いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

⑤重大事案（犯罪行為）として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

3 いじめ防止年間計画 → 更新していきます

館林市立第一中学校 いじめ防止活動年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止	いじめ防止対策委員会	春のいじめ防止強化月間				いじめ防止スローガン提示	いじめ防止フォーラム	人権週間	冬のいじめ防止強化月間	いじめ防止子ども会議		いじめ防止対策委員会
	職員会議 ※いじめ防止対策委員会の内容を全員で共有する（各クラス）				笑顔第一活動 学習会（生徒会、保健委員、学級代表）	笑顔第一活動 学習会（生徒会、保健委員、学級代表）		笑顔第一活動 職員研修	笑顔第一活動 （各クラス 1、2年生）	笑顔第一活動 （各クラス 3年生）	笑顔第一活動 生徒会	職員会議 ※いじめ防止対策委員会の内容を全員で共有する
	いじめ防止目標の設定（学期に1回）											
	※ピア・サポートとは、子どもたち同士で相互に支え合う活動であり、生徒た「耳を傾ける」「友だちとして思いやりを示すこと」ができるように訓練し、スーパーバイズするプロセス。①自助を基本（セルフヘルプ）②生徒がお互いを助けるように指導する（ピアセルフ）											
早期発見	学校生活に関するアンケート（毎月実施） ※記載があればすぐに生徒から話を聞き、事情確認をする。											
		家庭訪問	学校評価アンケート	三者面談				二者面談 三者面談	学校評価アンケート			学校評価アンケート
常時活動	あいさつ運動（毎週月曜日） 小中連携（学期に2回） ※いじめ防止強化月間はいじめ防止ののぼり旗を使用											
対応	随時対応・早期発見・教育委員会へ報告 いじめに係わる月例報告（学校教育課へ）											

4 いじめ防止のために

(1) 未然防止

- ①学期毎に生活委員による「いじめ防止スローガン」を設定することにより、生徒達の意識付けができるようにする。
- ②生徒の豊かな情操と道徳心を培い、互いに人格を尊重しようとする心の絆を深めるために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③保護者並びに地域機関と連携を図り、いじめ防止に資する生徒の自主的・実践的な生徒会活動を支援する。
- ④人権教育と関連させることにより、いじめ防止の重要性が理解できるようにする。
- ⑤二・三者面談や家庭訪問では、学校や家庭での様子について生徒、保護者と話をすることにより、貴重な情報交換の場となるようにする。
- ⑥毎週行われる部会（月2教育相談・月3生徒指導）で気になる生徒について共通理解を図り、その生徒により注意を向け、未然防止に役立てていく。

(2) 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくい時間や場所で行われており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。また、けんかやふざけ合いであっても、生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- ①毎月「学校生活に関するアンケート調査」を実施する。
- ②生徒が日々記入している「生活記録ノート」から小さな変化にも気づけるようにする。
- ③日常生活での見取りをする。学年職員がチームとして休み時間や給食準備中の生徒の様子を観察したり、生徒とコミュニケーションを図る中で生徒の様子を見取り、情報を共有することでいじめの早期発見が可能となる。

5 解消に向けて

いじめが発生した際には、詳細な事実確認に基づき早期に組織で適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- ①いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ②教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげることで、学級担任が一人で抱え込むことのないようにする。また、事実を客観的に記録し、確実に情報を整理する。
- ③校長はいじめの事実に基づき、加害・被害の生徒や保護者への説明責任を果たすとともに、いじめ解決へ向けて努力していく。
- ④いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせるとともに、加害者の成長支援の観点から指導を行う。
- ⑤法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑥単に謝罪をもって安易に解消と判断せず、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月間）継続し、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められた場合に解消とする。また、いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- ⑦必要に応じて、県が設置しているサポートチームの活用を図る。
- ⑧朝の職員打ち合わせや部会（教育相談・生徒指導）、職員会議で情報を共有する。その際、いつ、どこで、だれが、どのようないじめを受けたかという事実確認を最優先する。情報の共有を口頭やC4t hを活用して行う。

Ⅲ ネット上のいじめの対応

1 目的

ネット上のいじめを防止し、効果的な対処ができるようにする。

2 取組

(1)「家庭で考える携帯・スマホの安全標語」を募集することを通して、携帯・スマートフォンでの安全な使用について家庭で考える機会をつくる。

(2)情報モラル教育の推進

ネット上のいじめについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、生徒一人一人がしっかりと情報モラルを身に付けることができるよう情報モラル教育の推進する。必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

Ⅳ 重大事案への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- (1)重大事態が発生した旨を、館林市教育委員会に速やかに報告する。また、場合によっては所轄警察署等へも報告する。
- (2)館林市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3)上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4)上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5)いじめを行った生徒が性行不良で他の生徒の教育に妨げがある場合は、館林市教育委員会と協議の上、出席停止を命じる。

Ⅴ その他

(1)発達障害を含む、障害がある生徒に関わるいじめ

当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

(2)海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒へのいじめ

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。

(3)性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒へのいじめ

教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

(4)東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒へのいじめ

※被害生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安等を教職員が十分に理解する。